

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、
翌日とさせていただきます)

目次

- ◇ 条 例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ◇ 規 則 鳥取県立身体障害者更生指導所管理規則等の一部を改正する規則
- ◇ 訓 令 県の執務時間に関する規程の一部を改正する訓令
- ◇ 教委規則 鳥取県立図書館規程等の一部を改正する規則
- ◇ 教委訓令 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程の一部を改正する訓令
- ◇ 人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 企業管理規程 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年四月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十五号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項に後段として次のように加える。

年末年始等で人事委員会規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

第十四条第三項を次のように改める。

3 前二項の「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(日曜日以外の日を勤務を要しない日と定められている職員にあつては、当該休日が勤務を要しない日に当たるときは、人事委員会規則で定める日)をいう。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第二条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第二条の規定による国民の祝日」を「に規定する休日」に改める。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項に後段として次のように加える。

年末年始等で知事が定める日において勤務した職員についても、同様とする。

第七条第三項を次のように改める。

3 前二項の「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（日曜日以外の日を勤務を要しない日と定められている職員にあつては、当該休日が勤務を要しない日に当たるときは、知事が定める日）をいう。

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

第四条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年八月鳥取県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第十四条第二項後段に規定する日及び同条第三項に規定する休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く）、年次有給休暇並びに休職の期間

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第五条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に後段として次のように加える。

年末年始等で企業管理規程で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

第十一条第三項を次のように改める。

3 前二項の「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（日曜日以外の日を勤務を要しない日と定められている職員にあつては、当該休日が勤務を要しない日に

当たるときは、企業管理規程で定める日）をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県立身体障害者更生指導所管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年四月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十三号

鳥取県立身体障害者更生指導所管理規則等の一部を改正する規則

（鳥取県立身体障害者更生指導所管理規則の一部改正）

第一条 鳥取県立身体障害者更生指導所管理規則（昭和二十八年九月鳥取

県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「祝日」を「国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日」に改める。

（鳥取県立保育専門学院学則の一部改正）

第二条 鳥取県立保育専門学院学則（昭和三十一年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号を次のように改める。

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

（鳥取県測量業者登録簿閲覧規則の一部改正）

第三条 鳥取県測量業者登録簿閲覧規則（昭和三十七年四月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「国民の祝日」を「国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日」に改める。

（鳥取県畜産講習所講習規程の一部改正）

第四条 鳥取県畜産講習所講習規程（昭和三十七年九月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号を次のように改める。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

（鳥取県立歯科衛生士学院学則の一部改正）

第五条 鳥取県立歯科衛生士学院学則（昭和三十八年四月鳥取県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第二条に規定する日」を「に規定する休日」に改める。

（鳥取県中小家畜畜産技術講習規則の一部改正）

第六条 鳥取県中小家畜畜産技術講習規則（昭和三十八年十一月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号を次のように改める。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

（鳥取県失業対策事業運営管理規程の一部改正）

第七条 鳥取県失業対策事業運営管理規程（昭和三十八年十二月鳥取県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「規定する日」を「規定する休日」に改める。

（鳥取県立高等看護学院管理規則の一部改正）

第八条 鳥取県立高等看護学院管理規則（昭和三十九年十二月鳥取県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号を次のように改める。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

（鳥取県立農業経営大学校管理規則の一部改正）

第九条 鳥取県立農業経営大学校管理規則（昭和四十二年九月鳥取県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「第二条に規定する日」を「に規定する休日」に改める。

（鳥取県立専修職業訓練校規則の一部改正）

第十条 鳥取県立専修職業訓練校規則（昭和四十五年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「規定する日」を「規定する休日」に改める。

（鳥取県立消費生活センター管理規則の一部改正）

第十一条 鳥取県立消費生活センター管理規則（昭和四十六年三月鳥取県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第二条に規定する日」を「に規定する休日」に改める。

訓 令

鳥取県訓令第三号

県の執務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十八年四月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

県の執務時間に関する規程の一部を改正する訓令

県の執務時間に関する規程（昭和四十四年二月鳥取県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日並びに一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までをいう。）を」、「国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日」に改める。

附 則

この訓令は、昭和四十八年四月二十七日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県立図書館規程等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年四月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第十一号

鳥取県立図書館規程等の一部を改正する規則

（鳥取県立図書館規程の一部改正）

第一条 鳥取県立図書館規程（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

（休館日）

第十一条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

二 日曜日

三 一月二日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までの日

（鳥取県立高等学校学則の一部改正）

第二条 鳥取県立高等学校学則（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「規定する日」を「規定する休日」に改める。

（鳥取県立盲学校、聾学校学則の一部改正）

第三条 鳥取県立盲学校、聾学校学則（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「規定する日」を「規定する休日」に改める。

（鳥取県立学校管理規則の一部改正）

第四条 鳥取県立学校管理規則(昭和三十二年九月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「規定する日」を「規定する休日」に改める。

(鳥取県立養護学校学則の一部改正)

第五条 鳥取県立養護学校学則(昭和三十八年十月鳥取県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「規定する日」を「規定する休日」に改める。

(鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正)

第六条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和四十七年九月鳥取県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日である場合は、その翌日)

二 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日(その日が日曜日、月曜日又は火曜日である場合を除く。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十八年四月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程(昭和四十四年二月鳥取県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する日並びに一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までをいう。)」を「国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日並びに一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日」に改める。

附 則

この訓令は、昭和四十八年四月二十七日から施行する。

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年四月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十二号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の十の表中

中学卒	高校卒	短大卒
三	〇	〇
七	六	三
一〇	六	三

を

中学卒	高校卒	短大卒

に改める。

三	〇	〇
六	五	二・五二・五
九	五	二・五二・五

別表第三の十一の表中

中学卒	高校卒	短大卒
四	〇	
三	三	
七	三	〇
三	三	三
一〇	六	三

を

中学卒	高校卒	短大卒
四	〇	
二	二	
六	二	〇
三	三	二・五二・五
九	五	二・五二・五

に改める。

別表第三の十四の表中

中学卒	高校卒	短大卒
一〇	六	三
三	三	三
一三	九	六

を

中学卒	高校卒	短大卒

に改める。

九	五	二・五
三	三	三
一二	八	六

別表第三の十六の表中

中学卒	高校卒	短大卒
四	〇	
三	三	
七	三	〇
三	三	三
一〇	六	三

を

に改める。

中学卒	高校卒	短大卒
四	〇	
二	二	
六	二	〇
三	三	二・五二・五
九	五	二・五二・五

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十八年四月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十三号

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の二条を加える。

第二十一条の二 給与条例第十四条第二項後段に規定する人事委員会規則で定める日は、次の各号に定める日とする。

一 十二月二十九日から同月三十一日までの日、一月一日(日曜日)に当たる場合に限る。)、同月二日(月曜日に当たる場合を除く。)、及び同月三日

二 国の行事の行なわれる日で人事委員会が指定する日

第二十一条の三 給与条例第十四条第三項に規定する人事委員会規則で定める日は、勤務を要しない日に当たる国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日の直後の正規の勤務時間を割り振られた日(その日が同条に規定する休日又は前条に規定する日に当たるときは、当該休日等の直後の正規の勤務時間を割り振られた日)とする。ただし、職員の正規の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十八年四月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県企業管理規程第二号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第十三条の三の次に次の一条を加える。
(休日勤務手当)

第十三条の四 条例第十一条第二項後段及び第三項に規定する企業管理規程で定める日は、職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)第二十一条の二及び第二十一条の三に規定する日とする。

附 則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。